

平成 19 年 2 月 16 日

各 位

会社名 六甲バター株式会社
代表者名 取締役社長 塚本 哲夫
本社所在地 神戸市中央区坂口通一丁目 3 番 13 号
コード番号 2266 大証 2 部
問合せ先 人事総務グループ長 松江 勇吉
電話番号 078-231-4681

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 16 日開催の取締役会において、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 83 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)ならびに関係諸規則が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款の変更を行うものであります。
- ①会社法施行時に定款に定めがあるとみなされた事項として、変更案第4条(機関)および変更案第7条(株券の発行)を新設し、現行定款第9条(名義書換代理人)を変更案第12条(株主名簿管理人)に変更するものであります。
- ②会社法第189条第2項に基づき、単元未満株式の権利の範囲を明確にするため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- ③会社法施行規則第94条第1項に基づき、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主様に効率的な情報の提供ができるよう、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

④会社法第310条第5項に基づき、株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるため、現行定款第15条(議決権の代理行使)を変更案第19条(議決権の代理行使)に変更するものであります。

⑤会社法第370条に基づき、取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的記録による決議が認められたことに伴い、変更案第26条(取締役会の決議方法)第2項を新設するものであります。

⑥第6章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第37条(選任)および変更案第38条(任期)を新設するものであります。

(2) 当社の公告方法について、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、現行定款第4条(公告の方法)を変更し、電子公告を採用することいたします。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を変更案第5条(公告方法)で定めるものです。

(3) 会社法に対応した用語および条文の整理・統合を行うとともに、必要な文言の追加、変更、削除および条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は六甲バター株式会社と称する。 前項の商号は英文では、ROKKO BUTTER CO.,LTD.と記載する。	第 1 章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は、六甲バター株式会社と称し、英文では、ROKKO BUTTER CO.,LTD.と表示する。
(本店の所在地) 第2条 当会社の本店を神戸市に置く。	(本店の所在地) 第2条 当会社は、本店を神戸市に置く。
(目 的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 乳製品、その他の食品製造加工ならびに販売 2. 飼料の製造加工ならびに販売 3. 食品機械、その他これに関する各種器具の輸出入ならびに販売 4. 乳製品、食品類、飼料等の輸出入 5. 不動産の賃貸業	(目 的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 乳製品、その他食品の製造ならびに販売 (2) 飼料の製造ならびに販売 (3) 食品機械、その他これに関する各種器具の輸出入ならびに販売 (4) 乳製品、食品類、飼料等の輸出入 (5) 不動産の賃貸業

現 行 定 款	変 更 案
<p>6. スポーツ場、娯楽場、遊戯場、駐車場、飲食店等の各種サービス業の経営 7. 経営上必要と認める有益な事業への投資 8. 前各項に関連する一切の業務</p> <p>(新 設)</p>	<p>(6) スポーツ場、娯楽場、遊戯場、駐車場、飲食店等の各種サービス業の経営 (7) 経営上必要と認める有益な事業への投資 (8) 前各項に関連する一切の業務</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は日本経済新聞にこれを掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株 式 (株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は、6,000万株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当会社の1単元の株式数は1,000株とする。 当会社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
(単元未満株式の買増し)	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第11条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。</p>
(名義書換代理人)	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>
(株式取扱規則)	<p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p>第13条 当会社の株式に関する取り扱いお</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>式の名義書換、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事項については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使しうる株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p> <p>前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により予め公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者をもって、その権利行使することができる株主または質権者とする。</p>	<p>より手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株主総会 (総会招集の時期)</p> <p>第12条 当会社は、毎年3月に定時株主総会を招集し、必要がある場合は、臨時株主総会を招集する。</p>	<p>第 3 章 株主総会 (招集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>(総会の議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。</p> <p>社長に事故があるときは予め取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところによりインターネットを利用する方</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>法で開示することにより、株主に 対して提供したものとみなすこと ができる。</u></p>
(決議の方法)	
<p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
(議決権の代理行使)	
<p>第15条 株主は当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役および取締役会 (員 数)
第16条 取締役は15名以内とする。	第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。
(取締役の選任)	(選 任)
<p>第17条 取締役は株主総会でこれを選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
(取締役の任期)	(任 期)
<p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとす</p>	<p>第22条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役</p>

現 行 定 款	変 更 案
る。 (第22条より移行)	の任期の満了する時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(新 設)	(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集手続) 第19条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに、各取締役および各監査役に対して、 <u>これを発するものとする。</u> ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。	(取締役会の招集手続) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。	(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会規則) 第21条 取締役会に関する事項については、別に定める取締役会規則による。 <u>取締役会規則は、取締役会においてこれを定める。</u>	(取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(代表取締役および役付取締役) 第22条 会社を代表する取締役は、取締役	(第23条に移行)

現 行 定 款	変 更 案
<p>会の決議によって定める。 取締役会は、その決議をもって、会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第24条 監査役は4名以内とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第25条 監査役は株主総会でこれを選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>(選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
(第30条より移行)	(常勤の監査役)
	<p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
(監査役会の招集手続)	(監査役会の招集手続)
<p>第27条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して、これを発するものとする。 ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議方法) 第28条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって <u>決する。</u>	<u>を開催することができる。</u> (監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって <u>行う。</u>
(監査役会規則) 第29条 監査役会に関する事項については、別に定める監査役会規則による。 <u>監査役会規則は、監査役会においてこれを定める。</u>	(監査役会規則) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、 <u>監査役会において定める監査役会規則による。</u>
(常勤監査役) 第30条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u>	(第32条に移行)
(監査役の報酬) 第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	第 6 章 会計監査人 (選任) 第37条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	(任期) 第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第32条 当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、その末日をもって決算期とする。	第 7 章 計 算 (事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。
(利益配当) 第33条 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録されている株主もしくは登録質権者に対して、 <u>これを支払う。</u>	(期末配当) 第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日を基準日として、株主もしくは登録株式質権者に対して、 <u>期末配当を行うことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第34条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主もしくは登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第41条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>
<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第35条 利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 前項の金銭には利息をつけない。</p>